

〈中・高生のための〉

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆来年の4月から成年年齢が18歳になります！！
- ◆こんな相談が寄せられています！（定期購入トラブル・もうけ話）



来年の4月から成年年齢が18歳になります！！

改正民法が施行され、2022年4月から成年年齢が、現行の20歳から18歳に引き下げられます。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

成年になるとどうなるの？

親の同意がなくても契約ができます！

例えば・・・



・クレジットカードを作る



・ローンを組んで自動車を購入する



・エステを契約する



・アパートを借りる



・携帯電話を契約する

消費者庁イラスト集より

未成年者取消権が行使できません！

成年になると自分ひとりで契約できるようになる反面、未成年者取消権を行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうか決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身です。

※未成年者取消権

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、原則として、契約を取り消すことができます。

こんな相談が寄せられています！

1. 定期購入トラブル



【事例】

動画投稿サイトの広告を見て「お試し500円」ダイエットサプリメントを購入。その後、また商品が届き、高額な請求を受けて、定期購入だと分かった。

【アドバイス】

- 契約内容をしっかり確認！（1回限り？継続？）
- 解約・返品はできるか、できる場合は解約の条件は？解約方法は？
- 広告や申込の最終画面のスクリーンショットを保存！

2. もうけ話(情報商材・副業・暗号資産等)



【事例】

先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページ数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全く儲からない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。

※情報商材とは・・・

インターネットで販売されている副業や投資等で簡単にお金を稼ぐためのノウハウ等と称して販売されている情報のこと。

【アドバイス】

- 「簡単にもうかる」といううまい話はありません！
- 情報商材は購入するまで内容を確認することはできません。安易な購入はやめましょう。
- クレジットカードでの高額決済や借金してまでの契約はしない！

！困った時は、学校の先生に相談することもひとつの方法です！



©宮城県・旭プロダクション

消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く。）

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。（相談時間 月～金 9時～16時）

◎各市町村にも相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。）

ウェブフォームからご相談の
受付ができます。



Facebookはこちら！

